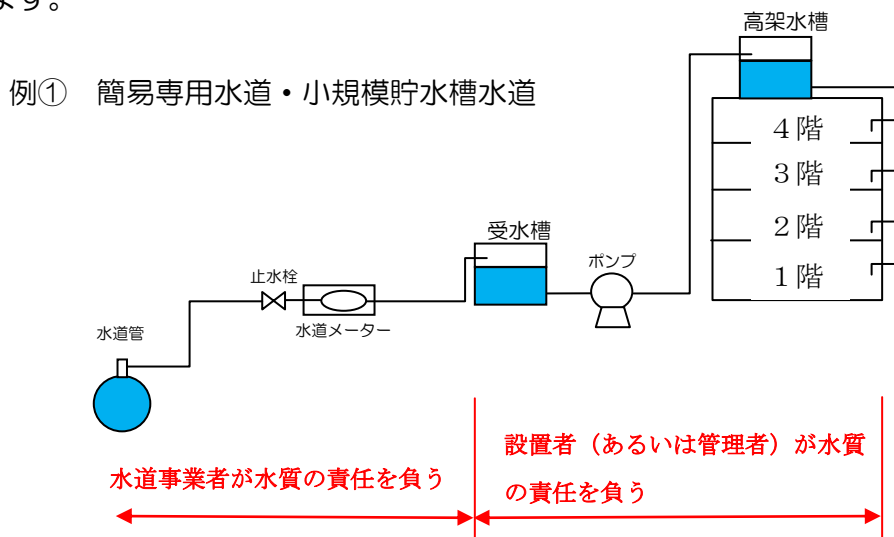


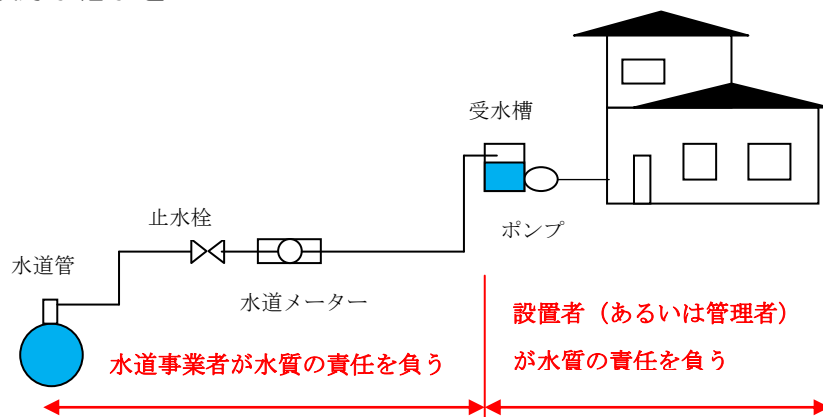
## ◆貯水槽水道とは

ビルやマンションなどの高い建築物では、道路に埋設されている水道管から供給された水をいったん受水槽にため、これをポンプで屋上に設置されている高架水槽（無い場合もあります。）に送ってから各利用者に供給する給水方式があります。

このように、水道水を一旦水槽にためてから給水する施設のことを「貯水槽水道」といいます。



例② 小規模貯水槽水道



受水槽の入り口までの水質については、水道事業者が管理責任がありますが、一旦受水槽に入った水は、設置者の責任で適切に管理しなければなりません。もし自分で管理できない場合には、適切に管理できる第三者に委託することができます。

ただし、委託しても管理責任は設置者にあります。

## ◆貯水槽水道の種類

貯水槽水道は、受水槽の有効容量により、以下のように分類されます。

簡易専用水道（水道法対象施設）	受水槽の有効容量が10 m <sup>3</sup> を超える施設
小規模貯水槽水道	受水槽の有効容量が10 m <sup>3</sup> 以下の施設

※有効容量とは、水槽の最高水位と最低水位との間に貯留される容量のことです。

## ◆貯水槽水道の正しい管理方法

貯水槽水道では、日頃の正しい管理を怠ると大変な事故につながる可能性があります。正しい管理方法で安全な水を守りましょう。

### 《基本的な管理方法》

【水槽の清掃】	水槽の清掃を1年に1回定期的に行って、いつも清潔な状態が保たれるようにしましょう。
【施設の点検】	水槽の状態やマンホールのふたの施錠などの点検を定期的に行って、不審な点があれば速やかに改善しましょう。
【水質の管理】	いつも水の色、濁り、臭い、味などに注意して、異常があれば必要な水質検査をしましょう。
【給水の停止】	供給している水が、人の健康を害する恐れがあることを知ったときは直ちに給水を停止して、利用者に知らせる必要があります。
【水質の検査】	水質検査を1年に1回定期的に行って、供給される水の安全の確認をしましょう。

### 《簡易専用水道について》

【定期の検査】	受水槽の有効容量が10m <sup>3</sup> を超える施設（簡易専用水道）は、上記の管理のほかに、厚生労働大臣の登録を受けた専門的検査機関に依頼して施設の検査を1年に1回定期的に行う必要があります。 ※水道法対象施設
---------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※「ビル管理法」の適用がある施設は、同法の規定により管理する必要があります。

## ◆届出について

貯水槽水道に関しては、以下のような届出が必要になります。

### 《貯水槽水道の施設を設置・変更・廃止したとき》

貯水槽水道の施設を設置・変更・廃止したときは、大川市上下水道課へ提出してください。

### 《お問い合わせ先》

貯水槽水道に関するお問い合わせは下記までお願いします。

- ・大川市上下水道課水道工務係

TEL 0944-87-2101（代表）

TEL 0944-85-5549（直通）